

資料1－2

一時預かり事業について

平成26年1月24日

1. 一時預かり事業の検討に当たって

○検討の趣旨

一時預かり事業は、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施することとされている。

現行の一時預かり事業を基本とし、より子ども・子育て家庭のニーズに応える事業を実施できるよう実施要件を見直すことにより、さらなる事業の充実を図ることとする。特に幼稚園における預かり保育については、私学助成等から一時預かり事業への移行が予定されており、円滑な事業実施が可能となるよう、丁寧な検討が必要。

2. 事業構成について

事業構成として、地域の実情に応じて活用できるよう、以下のとおりとする。

現状

保育所型

地域密着型
(法定事業)

地域密着Ⅱ型
(予算事業)

基幹型加算

休日等の開所、及び
1日9時間以上の開所
を行う。

幼稚園における
預かり保育
(私立は私学助成、
公立は一般財源)

H26【保育緊急確保事業】

一般型

現行、保育士2人以上配置とされているが、保育所等や子育て支援事業実施施設と一緒に事業を実施し、本体施設の職員の支援を受けられる場合に担当保育士を1人とできることとする等の見直しを行う。

※現行の地域密着Ⅱ型は、経過措置として当分の間は既に市町村が実施した研修を受講した者によっても事業実施を可能とする。

H27【新制度施行】

継続実施

余裕活用型

認定こども園等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れることができるように事業類型を創設する。

幼稚園型

幼稚園の預かり保育については、一時預かり事業として取り扱われこととなるため、園児の預かり保育を主対象とした事業類型を創設する。

訪問型

地域型保育給付(居宅訪問型保育)に準じ 保育の必要性の認定を受けない児童についての事業類型を創設する。

※ 平成26年度以降の各類型の名称については仮称。

3. 各事業類型の基準について

(1)一般型

平成24年度において約8割の施設が1日平均利用児童数が3名未満であり、大部分が小規模な事業実施施設となっている。また、各自治体、事業者から保育士2名配置が困難との指摘が多いことから、現行の実施基準の見直しを行い、事業の普及を図る。

※(3)の幼稚園型と合わせて行う園児以外の子どもの預かりは、幼稚園型により対応することを想定。

○人員配置基準

<論点>

論点①: 安全性の観点から保育従事者の数は2人を下回ることはできないこととするが、保育所等や子育て支援事業実施施設と一緒に事業を実施し、本体施設の職員(保育従事者とする。)の支援を受けられる場合には、1人とすることができるようにしてはどうか。また、その場合において、直接処遇職員は保育士としてはどうか。

論点②: 保育所併設型以外での事業実施の普及も必要であることから、保育従事者の資格要件については、保育士を原則とするが、2分の1以上を保育士とし、保育士以外は子育ての知識と経験及び熱意を有し、一定の研修(家庭的保育者の基礎研修程度)を受けた者とすることができるようにしてはどうか。その上で、保育士比率によって、補助金上、段階的に対応することとしてはどうか。

論点③: 地域密着Ⅱ型は一般型へ移行する形としてはどうか。

【対応方針】

現行制度		見直し(案)	
児童・保育士		児童・保育従事者	
0歳児	3:1	0歳児	3:1
1・2歳児	6:1	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	3歳児	20:1
4歳以上児	30:1	4歳以上児	30:1

※当該保育士の数は2人を下回ることはできない。

※地域密着Ⅱ型については、保育について経験豊富な保育士1人以上、市町村が実施する研修を受講・修了した者1人以上。

※当該保育従事者の数は2人を下回ることはできない。ただし、保育所等や子育て支援事業実施施設と一体的に事業を実施し、本体施設の職員(保育従事者とする。)の支援を受けられる場合には、当該事業の担当職員を1人とすることができる。なお、その場合において、直接処遇職員は保育士とする。^①

※保育従事者の資格要件については、保育士を原則とするが、2分の1以上を保育士とし、保育士以外は子育ての知識と経験及び熱意を有し、一定の研修(家庭的保育者の基礎研修程度)を受けた者とすることができる。^②

※1日当たり平均利用児童数3人以下の施設においては、家庭的保育者と同等の研修を受けた者を保育士とみなすことができる。

※ 地域密着Ⅱ型については、保育従事者(保育士又は家庭的保育者の基礎研修程度を受講した者)による対応への移行を前提に、経過措置として当分の間は引き続き既に市町村が実施した研修を受講・修了した者によっても事業実施を可能とする。^②

○実施場所

<論点>

設備基準を満たしていれば、実施場所は問わないこととしてはどうか。

【対応方針】

現行制度	見直し(案)
<ul style="list-style-type: none">・保育所型 保育所	適切に事業実施ができる施設
<ul style="list-style-type: none">・地域密着型、地域密着Ⅱ型 地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など	

○設備基準

<論点>

設備基準については、現行制度と同様としてはどうか。

【対応方針】

現行制度	見直し(案)
<ul style="list-style-type: none">・2歳未満児 乳児室 1.65m²/人 ほふく室 3.3m²/人・2歳以上児 保育室又は遊戯室 1.98m²/人 等の設置。	同左
<ul style="list-style-type: none">・乳児室等を2階以上に設ける建物においては、屋外階段等の設置。	

○保育の内容

<論点>

保育の内容については、現行制度と同様としてはどうか。

【対応方針】

現行制度	見直し(案)
養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、保育所 保育指針に準じて実施。	同左

○補助単価

<論点>

- 論点①: 現行制度と同様、年間延べ利用児童数に応じた補助とし、補助額は公定価格を参考に検討してはどうか。
また、その際に最低ラインの補助額について、非常勤職員1人は最低限雇用できるような単価設定としてはどうか。
- 論点②: 現行、年間延べ利用児童数が25人未満の施設については補助対象外としているが、事業の普及のため、撤廃してはどうか。
- 論点③: 保育従事者の保育士比率によって、段階的に対応することとしてはどうか。

【対応方針】

現行制度	見直し(案)																
<p>年間延べ利用児童数により補助(公費ベース)</p> <table><tbody><tr><td>25人以上300人未満</td><td>530千円</td></tr><tr><td>300人以上900人未満</td><td>1,580千円</td></tr><tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>2,840千円</td></tr><tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,100千円</td></tr><tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>5,360千円</td></tr><tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>6,620千円</td></tr><tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>7,880千円</td></tr><tr><td>3,900人以上</td><td>9,140千円</td></tr></tbody></table>	25人以上300人未満	530千円	300人以上900人未満	1,580千円	900人以上1,500人未満	2,840千円	1,500人以上2,100人未満	4,100千円	2,100人以上2,700人未満	5,360千円	2,700人以上3,300人未満	6,620千円	3,300人以上3,900人未満	7,880千円	3,900人以上	9,140千円	<p>○ 現行と同様、年間延べ利用児童数に応じて補助を行うこととし、下記の方向で検討する。</p> <ul style="list-style-type: none">年間延べ利用児童数25人以上の要件を撤廃し、300人未満の補助単価について、非常勤職員1人を雇用できる単価とする。保育従事者の保育士比率によって、段階的に対応することとする。
25人以上300人未満	530千円																
300人以上900人未満	1,580千円																
900人以上1,500人未満	2,840千円																
1,500人以上2,100人未満	4,100千円																
2,100人以上2,700人未満	5,360千円																
2,700人以上3,300人未満	6,620千円																
3,300人以上3,900人未満	7,880千円																
3,900人以上	9,140千円																

(2) 基幹型加算

平成24年度補正予算において、休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」への加算が創設されたところであり、引き続き、すべての子育て家庭のニーズに応えられる体制を充実させるため実施する。

○実施基準

土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う。

【対応方針】

現行の基準により、引き続き実施する。

(3) 幼稚園型

現在、幼稚園では通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に預かり保育が行われている。預かり保育に対しては私学助成等により財政支援が行われているが、幼稚園が認定こども園に移行して保育認定を受けた子どもを受け入れ、施設型給付を受けることとなるものを除き、新制度では一時預かり事業として取り扱われることとなる。このため、現行の預かり保育の実態も踏まえ、私学助成等からの円滑な移行ができるよう、幼稚園・認定こども園と一体的に園児(教育標準時間認定の子ども)を主な対象として事業を実施することを前提とした新たな事業類型を創設する。

なお、保育に欠ける児童を対象とした長時間預かり保育を実施している場合には、待機児童解消加速化プランにおいて、平成25年度より安心こども基金により補助を実施している。

※ 共働き家庭等の子どもが認定こども園に移行していない幼稚園を利用する場合の手続、給付等については、17ページを参照。

(参考)一時預かり事業として預かり保育を実施する場合の留意事項

○位置付け

教育課程に係る教育時間外の教育活動(学校教育法第25条・幼稚園教育要領)かつ、第2種社会福祉事業(児童福祉法第6条の3第7項・社会福祉法第2条第3項)

○事業実施に係る手続き等

厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届出(児童福祉法第34条の12)
※学校教育法、社会福祉法上の手続きは無し

○消費税法上の取扱い

消費税法別表第1に規定する教育に係る役務の提供又は第2種社会福祉事業によるサービスの提供に該当するため非課税

○人員配置基準

<論点>

論点①:保育従事者の資格要件については、保育士又は幼稚園教諭(3歳以上児に限る。)としてはどうか。

論点②:安全性の観点から保育従事者の数は2人を下回ることはできないこととするが、幼稚園・認定こども園と一体的に事業を実施するため、施設職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合には、担当職員を保育従事者1人とすることができるようにしてはどうか。その場合にも、教育活動に支障がないことが前提となるよう留意が必要。

論点③:配置基準については、一般型と同様としてはどうか。

論点④:当該幼稚園・認定こども園の園児以外の子どもについては、終日の職員配置を前提に、別単価を設定はどうか。

論点⑤:園児以外の子どもの受け入れについては、各市町村又は施設において選択できることとしてはどうか。

【対応方針】

現行制度(私学助成)	見直し(案)
(国から都道府県に対する私学助成の補助要件)	児童:保育従事者 ^①
特になし	0歳児 3:1 ^③
※担当者数に応じた加算あり	1・2歳児 6:1 ^③
	3歳児 20:1 ^③
	4歳以上児 30:1 ^③
	※当該保育従事者の数は2人を下回ることはできない。ただし、幼稚園・認定こども園と一体的に事業を実施するため、施設職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合には、当該事業の担当職員を保育従事者1人とすることができるることとする。 ^②

○設備基準

<論点>

設備基準については、一般型と同様としてはどうか。ただし、幼稚園設置基準においては、屋外階段、避難設備、転落事故防止設備等を必置としているため検討が必要。

【対応方針】

現行制度(幼稚園設置基準)	見直し(案)
<p>保育室・遊戯室(兼用可) 1学級180m²、2学級320m²</p> <p>職員室・保健室(兼用可)</p> <p>便所</p> <p>飲料水用設備</p> <p>手洗用設備</p> <p>運動場</p> <p>等の設置。</p> <p>・保育室等を2階に置く場合は、園舎は耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を設置。</p>	<ul style="list-style-type: none">・2歳未満児 乳児室 1.65m²/人 ほふく室 3.3m²/人・2歳以上児 保育室又は遊戯室 1.98m²/人 等の設置。・乳児室・保育室等を2階以上に設ける建物においては、屋外階段等の設置。 <p>※一時預かり事業を実施する居室は、通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可とする。</p>

○保育の内容

<論点>

幼稚園教育要領を基本としてはどうか。また、0～2歳児（園児以外の子ども）を預かる場合には、保育所保育指針又は幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）に基づくこととしてはどうか。

【対応方針】

現行制度（幼稚園教育要領における取扱い）

学校教育法第22条及び第23条並びに幼稚園教育要領第1章第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施。

見直し（案）

幼稚園教育要領（認定こども園の場合は、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称））を基本として実施。
0～2歳児を預かる場合には、保育所保育指針又は幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）を基本として実施。

○補助単価

<論点>

論点①: 域外利用が一般的である実態を踏まえ、施設型給付と同様、利用児童1人1日当たり単価としてはどうか(補助額の上限・下限について設定する必要があるのではないか。また、利用者負担についても現在の水準を踏まえた配慮が必要ではないか。)また、園児以外の子どもについては、終日の職員配置を前提に、別単価を設定してはどうか。

論点②: 長期休業日や土日祝日、長時間の預かり保育を実施している園については、加算等を設定するか。なお、加算等の設定に当たっては施設型給付との重複に留意が必要。

【対応方針】

現行制度(私学助成)	見直し(案)
国から都道府県に対する私学助成の補助単価 (国庫補助ベース)※平日実施	
○基礎単価(開園日の半分以上の日数、2時間以上) 60万円	○ 利用児童1日当たり単価を設定し、年間延べ利用児童数に応じて補助を行うこととし、下記の方向で検討する。 <ul style="list-style-type: none">事業規模に配慮し、補助額の上限・下限を設けることとする。長期休業日等に実施する場合や、長時間の預かりを実施する場合は、追加的な職員配置の必要性を個別に考慮し、加算を行うこととする。園児以外の子どもを受け入れる場合は、終日の職員配置を前提に、別単価を設定することとする。
○加算単価 (5時間以上6時間未満) 10万円 (6時間以上7時間未満) 20万円 (7時間以上) 30万円	○ 補助単価等については、一時預かり事業の他の類型や公定価格との整合性を踏まえ検討する。
・1日平均担当者2名 (5時間未満) 25万円 (5時間以上6時間未満) 40万円 (6時間以上7時間未満) 55万円 (7時間以上) 70万円	
・1日平均担当者3名以上 (5時間未満) 50万円 (5時間以上6時間未満) 70万円 (6時間以上7時間未満) 90万円 (7時間以上) 110万円 等	

○実施方法

幼稚園型については、特に市町村を越えた利用が想定されることから、事業実施に係る費用等について市町村間において調整が必要となる。より効率的な事業とするため、実施形態としては下記が考えられる。

案1：利用者の居住市町村がそれぞれ、域内・域外の施設に委託等して実施する形

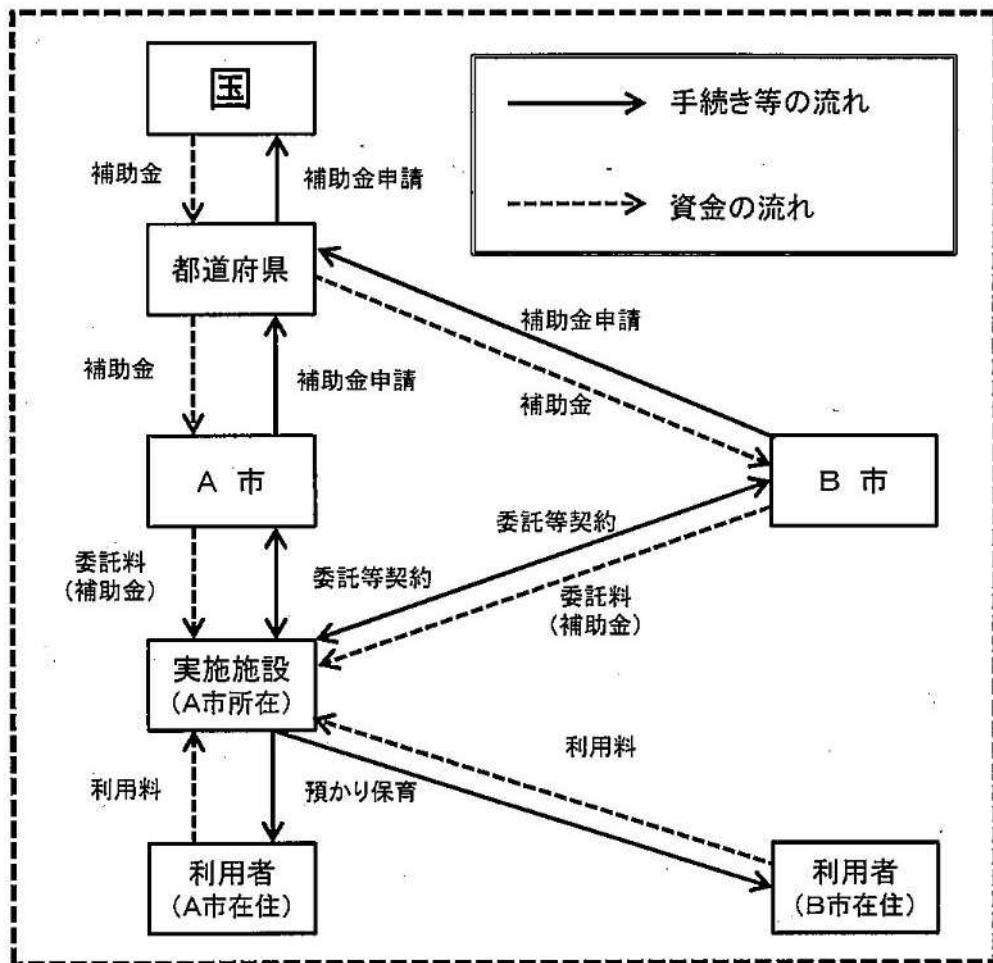
案2：施設所在市町村と利用者の居住市町村が費用負担を調整して、施設所在市町村が実施する形

市町村事業として住民のニーズに応えて実施するものであり、特に幼稚園については域外利用が多いことから、施設型給付と同様、案1を基本とする。ただし、施設所在市町村外の住民の利用が実態として少ないなど各利用者の居住市町村が域外の利用施設に対してそれに公費負担を直接行うよりも、施設所在市町村が単独で事業主体となることが簡便で、施設所在市町村外の住民の利用につき関係市町村間で調整がつく場合においては、案2とすることも可能としてはどうか。

【対応方針】

利用者の居住市町村がそれぞれ域内・域外の施設に委託等して実施することを基本としつつ、関係市町村間で調整がつく場合においては、施設所在市町村と利用者の居住市町村が費用負担を調整して、施設所在市町村が実施することも可能とする。

案1：利用者の居住市町村がそれぞれ、域内・域外の施設に委託等して実施する形



メリット

- 利用者の居住市町村が費用を支給する施設型給付と整合的で、1号認定子どもの教育標準時間の教育・保育と組み合わせての利用形態として合理的
- 利用者の居住市町村の責任で円滑に実施でき、関係市町村の協議不調により施設所在市町村外の住民が事業の利用を妨げられるリスクが生じない

デメリット

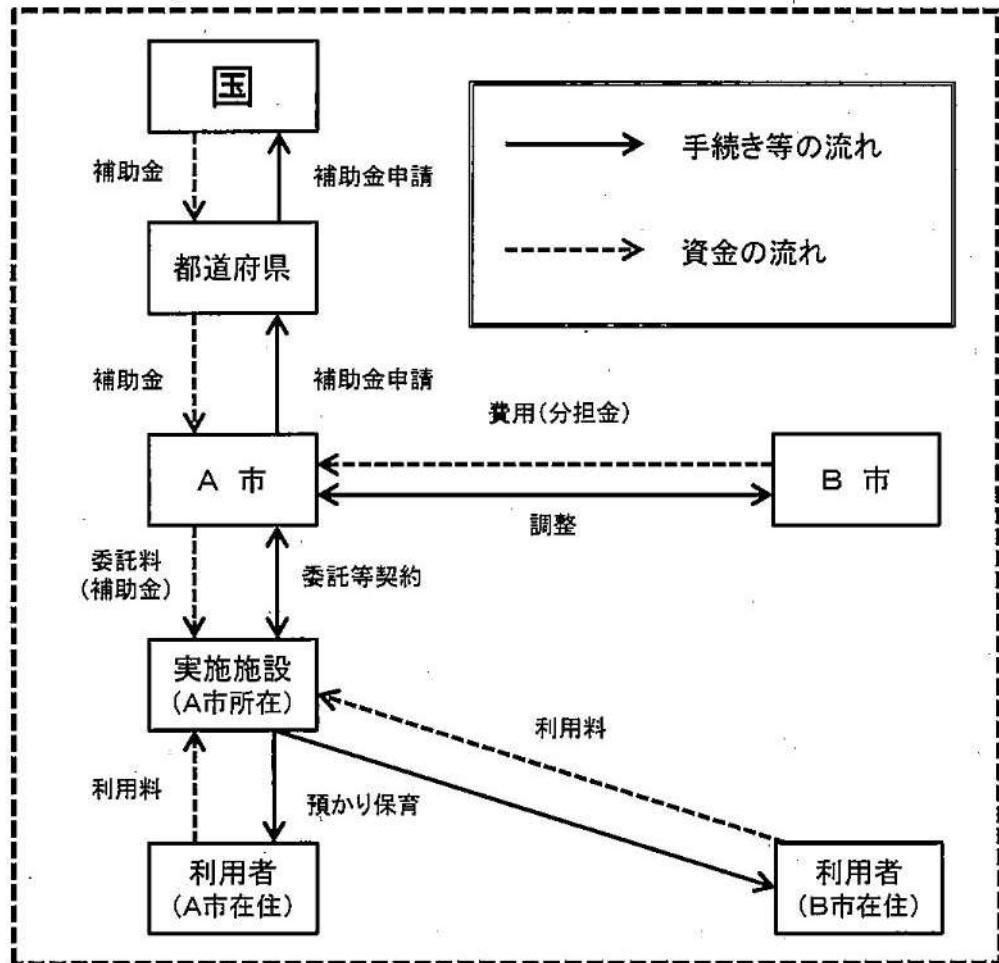
- 市町村から見れば域外施設、施設から見れば複数市町村と、委託等契約や委託料の申請・交付手続き等が必要(ただし、施設型給付の請求・支給関係と同じ)
- 他市町村住民を含む施設全体の利用実績に応じた事業費を、各市町村からそれぞれ支払うことができるような事業単価を設計する必要がある(ex.1人1日当たり単価)。

※1 利用者の居住市町村がそれぞれ補助金交付、施設との契約等を行うこととし、費用については、1人1日当たりの単価設定によること等が考えられる。

※2 實施施設の事務処理の簡素化の観点から、近隣市町村間において一部事務組合等を創設し、一部事務組合が請求を振り分ける等を行うことも考えられる。

※ 上図においては、都道府県への事務委任がなされた場合を想定。

案2:施設所在市町村と利用者の居住市町村が費用負担を調整して、施設所在市町村が実施する形



メリット (Advantages)

- ・市町村と実施施設が1:1の対応であり、補助金申請・契約等に関する施設側の事務処理が簡素
- ・機関補助的な事業費の調整を行うことが可能であり、概算払いの執行も容易
(現行の預かり保育や一時預かり事業と同様の単価設定が可能)

デメリット (Disadvantages)

- ・関係市町村間での費用負担割合等の煩雑な事前調整が必要となり、協議が調わない場合は、施設所在市町村外の住民が事業を利用できないおそれ
- ・各施設について調整すべき関係市町村が利用者の居住市町村の状況に応じて毎年変わる可能性があり、施設所在市町村側の事前の事務処理が複雑
- ・施設所在市町村の住民の利用優先、利用料の優遇など、広域利用を制約する運用が行われるおそれが高い。

※1 施設所在市町村が非居住者分も含めて補助金交付、施設との契約等を行うこととし、非居住者の利用に係る費用については、市町村間で調整を行い分担金等の形で、利用者の居住市町村が負担する。(ただし、周辺市町村との間で非居住者の利用が相互に見られる場合等においては、施設所在市町村で全額を負担することも考えられる。)

※2 近隣市町村間において一部事務組合等を創設して、事業実施することも考えられる。

※ 上図においては、都道府県への事務委任がなされた場合を想定。

共働き等家庭の子どもが幼稚園を利用する主要ケースと支給認定等の関係

	保護者の利用希望等	支給認定の申請	通常の教育時間	預かり保育
新規に支給認定を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園等※1のみを希望 	1号(入園内定施設を通じて申請)	施設型給付(1号)の対象	
	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園等と保育所等※2の両方を希望(併願) <ul style="list-style-type: none"> ①利用調整の結果、入所待機となつたため、併願し内定していた幼稚園に入園 ②利用調整の結果、入所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼稚園が最も希望に合致したため、幼稚園に入園 ●保育所等のみを希望 <ul style="list-style-type: none"> ③通園可能な域内に保育所等がなかつたため、幼稚園の利用を申し込んで入園 ④利用調整の結果、入所待機となつたため、幼稚園の利用を申し込んで入園 	2号	特例施設型給付(2号)の対象	一時預かり事業
	保育認定を既に受けている場合 ①小規模保育の卒園者が入園、②転居により保育所等から転園	既に受けている2号認定をそのまま活用		



入園後、一定期間内に保育所等への転園の希望の有無を確認。希望がない場合は1号認定に変更することが考えられる。

※1 幼稚園等：幼稚園又は認定こども園(教育標準時間認定の利用定員)

※2 保育所等：保育所又は認定こども園(満3歳以上・保育認定の利用定員)

(4)余裕活用型

認定こども園、保育所、小規模保育等において、年度当初など利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れができるよう新たな類型を創設し、柔軟な事業実施を可能とすることにより、事業者の参入促進等を図る。

【対応方針】

○実施基準

本体施設の定員の範囲内において実施することとする。(職員の兼務も可)

○補助単価

職員の兼務を可能とすることから、他事業と補助の重複が生じないよう児童1人当たり単価とする。

(5)訪問型

地域型保育給付の居宅訪問型保育に準じ、保育の必要性の認定を受けない児童についての訪問事業を創設することにより、過疎地域や障害児等に対応できる体制を充実させる。

＜実施基準＞

地域型保育給付の居宅訪問型保育の実施基準に準じ、当該事業についても検討する。

＜論点＞

論点①：他の類型と比較すると事業費が高額となることから、別類型を利用できるにもかかわらず訪問型を利用する場合には、利用者負担で差を設ける、又は利用回数の制限等をしてはどうか。

論点②：日々の利用が見込まれる事業ではないため、担当職員の兼務等、柔軟な取扱いができることとしてはどうか。

論点③：障害児を担当する場合には、職員に一定の研修受講を必須としてはどうか。

【対応方針】

- ・ 居宅訪問型保育の実施基準、研修、対象児童等に準じて検討する。
- ・ 職員の兼務等について、柔軟な取扱いができるよう検討する。

◎子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

九 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業

◎児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第6条の3

⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育(養護及び教育(第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育を除く。)を行うことを言う。以下同じ。)を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園(修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条代6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第24条第2項を除き、以下同じ。)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

第34条の12 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。

◎社会福祉法(昭和26年法律第45号)

第74条 第62条から第71条まで並びに第72条第1項及び第3項の規定は、他の法律によつて、その設置又開始につき、行政庁の許可、認可又は行政庁への届出を要するものとされている施設又は事業については、適用しない。